

○ 農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について  
 (平成26年4月1日付け25農振第2313号) 一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について</p> <p><b>農業農村整備事業等</b>（第2の1及び2に掲げる通知に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する<b>地方公共団体及び土地改良区等</b>（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、<b>農業農村整備事業等</b>の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。                      なお、管内の都府県知事に対しては、貴職より通知願いたい。</p>	<p>農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について</p> <p><b>補助事業等</b>（<b>農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金その他の</b>第2の1及び2に掲げる通知に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、<b>補助事業等</b>の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。                      なお、管内の都府県知事に対しては、貴職より通知願いたい。</p>
<p>第1 <b>売電を行う地方公共団体及び土地改良区等</b>（以下「発電主体」という。）は、第3により算定した額を<b>国に納付することとする。</b></p>	<p>第1 土地改良区等は、第3により算定する納付額を<b>協議会（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2114号）第2の1に基づき都道府県ごとに設置された協議会をいう。以下同じ。）に設ける会計に納付し、協議会は、当該納付金を第6に定める用途に活用するものとする。</b></p>
<p>第2 対象<b>施設</b></p> <p>1. 以下の<b>要綱に基づき実施する</b>国営事業により整備された小水力等発電施設<b>であって</b>、当該施設に係る管理協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う<b>施設</b></p> <p>(1) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）</p>	<p>第2 対象<b>地区</b></p> <p>1. 以下の国営事業により整備された小水力等発電施設<b>について</b>、当該施設に係る管理協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う<b>地区</b></p> <p>(1) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）</p> <p>(2) <b>国営農業用水再編対策事業実施要綱（平成4年7月7日付け4構改D第343号農林水産事務次官依命通知）</b></p> <p>(3) <b>国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱（平成9年11月25日付け9構改D第221号農林水産事務次官依命通知）</b></p> <p>(4) <b>国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第217号農林水産事務次官依命通知）</b></p> <p>(5) <b>国営流域水質保全機能増進事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第263号農林水産事務次官依命通知）</b></p> <p>(6) <b>国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官通知）</b></p>

- (2) 国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19構改D第2056号農林水産事務次官依命通知）

2. 以下の要綱・要領に基づき実施する事業により整備された小水力発電施設であって、当該要綱・要領の規定に基づき固定価格買取制度との調整を行う施設

- (1) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振2118号農林水産省農村振興局長通知）第12
- (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1（農地整備に係る運用）運用1（農地整備事業）第10、運用2（農業基盤整備促進事業）第10、別紙2（水利施設整備に係る運用）第9、別紙3-1（農地防災に係る運用）運用1（農地防災事業）第5、運用2（水質保全対策事業）第4、別紙4-1（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第10
- (3) 農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け28農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）附則の2の規定により廃止される前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産大臣官房長通知）第4の2の(25)及び(26)
- (4) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、

- (7) 国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官通知）
- (8) 国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）
- (9) 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）
- (10) 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19構改D第2056号農林水産事務次官依命通知）
- (11) 国営耐震対策一体型かんがい排水事業実施要綱（平成26年3月28日付け25農振第2099号農林水産事務次官依命通知）
- (12) 国営地域防災対策一体型かんがい排水事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2024号農林水産事務次官依命通知）
- (13) 国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知）

2. 以下の農業農村整備事業等の要綱・要領の規定により、固定価格買取制度との調整を行う地区

- (1) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1（農地整備事業に係る運用）第10及び別紙3-1（水利施設整備事業に係る運用）第9
- (2) 農業基盤整備促進事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2090号）第8
- (3) 農業水利施設保全合理化事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第1932号農林水産省農村振興局長通知）第9
- (4) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振2118号農林水産省農村振興局長通知）第12
- (5) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1（農地整備事業に係る運用）第11、別紙2（農業基盤整備促進事業に係る運用）第11、別紙4-1（水利施設整備事業に係る運用）第9、別紙5（農業水利施設保全合理化事業に係る運用）第11、別紙7-1（農地防災事業に係る運用）第6、別紙9（地域用水環境整備事業に係る運用）第5、別紙10（水質保全対策事業に係る運用）第5、別紙12（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）第11、別紙13-1（農地環境整備事業に係る運用）第9
- (6) 農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け28農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）附則の2の規定により廃止される前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産大臣官房長通知）第4の2の(25)及び(26)
- (7) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、

農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命）別紙1 運用1（農地整備事業）第2、別紙1 運用2（農業基盤整備促進事業）第10、別紙3 運用1（水利施設等整備事業）第2、別紙4 運用1（農地防災事業）第2、別紙4 運用2（水質保全対策事業）第2、別紙6 運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第2

(5) 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第7

(6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第8

(7) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号）第8

(8) 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）第6

(9) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）第10

### 第3 納付額の算定

毎年度の納付額は、次の算式により算定するものとする。

(算式)

毎年度の納付額＝当該年度の売電実績量×納付単価

納付単価＝(最大出力×FIT建設費単価<sup>※1</sup>×補助率(国費率))÷(最大出力×24h×365日×設備利用率<sup>※2</sup>×調達期間)

※1：固定価格買取制度による売電契約締結時において調達価格算定の基礎となっている建設費単価

※2：設備利用率の標準値

[削る]

農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命）別紙1（農地整備事業に係る運用）第11、別紙3（農業基盤整備促進事業に係る運用）第11、別紙5（水利施設整備事業に係る運用）第9、別紙7（農業水利施設保全合理化事業に係る運用）第11、別紙9（農地防災事業に係る運用）第6、別紙12（地域用水環境整備事業に係る運用）第5、別紙13（水質保全対策事業に係る運用）第5、別紙16（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）第11、別紙18（農地環境整備事業に係る運用）第9

(8) 水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産省農村振興局長通知）第8

(9) 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第7

(10) 高収益作物導入促進基盤整備事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2159号農林水産省農村振興局長通知）第8

### 第3 納付額の算定

1. 毎年度の納付額は、次の算式により算定するものとする。

(算式)

毎年度の納付額＝当該年度の売電実績量×納付単価

納付単価＝(最大出力×FIT建設費単価<sup>※1</sup>×補助率(国費率))÷(最大出力×24h×365日×設備利用率<sup>※2</sup>×調達期間)

※1：固定価格買取制度による売電契約締結時において調達価格算定の基礎となっている建設費単価

※2：設備利用率の標準値

2. 納付額の累計が固定価格買取制度による調達価格算定の基礎とされている施設建設費の補助相当分に達した時点で納付は終了するものとする。

### 第4 納付先

納付先は、協議会に他の会計と独立して設ける会計とする。

#### 第4 納付期間

納付期間は、固定価格買取制度による売電の調達期間とする。  
ただし、当該期間が経過するまでに、納付額の累計が固定価格買取制度による調達価格算定の基礎とされている施設建設費の国費相当分（納付上限額）に達した時点で納付は終了するものとする。

納付上限額＝最大出力×FIT建設費単価<sup>※1</sup>×補助率(国費率)

※1：固定価格買取制度による売電契約締結時において調達価格算定の基礎となっている建設費単価

なお、上記の算出による納付上限額が、当該小水力等発電施設の整備に係る国営事業または補助事業の国費負担額の合計（以下「国費負担額」という。）を超える場合は、国費負担額を納付上限額とする。

#### 第5 納付方法

##### 1 国営事業の場合

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度の6月末までに、それぞれの管轄の地方農政局長等（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）に報告するとともに、地方農政局長等からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

##### 2 直接補助等（直接補助等事業者が発電主体）の場合

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度の6月末までに、農林水産大臣（第2の2（2）の事業に限る。）、又はそれぞれの管轄の地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、農林水産大臣又は地方農政局長等からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

##### 3 間接補助等（間接補助等事業者が発電主体）の場合

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度の5月末までに、直接補助等事業者<sup>1</sup>に報告するものとする。  
当該報告を受けた直接補助等事業者は、別記様式2号により、毎年6月末までに農林水産大臣（第2の2（2）の事業に限る。）又はそれぞれの管轄の地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣又は地方農政局長等からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

[削る]

#### 第5 納付期間及び納付時期

納付期間は、固定価格買取制度による売電の調達期間とし、納付時期は、売電年度の翌年度の6月末までとする。

[新設]

#### 第6 納付金の使途

<p>[削る]</p>	<p><u>納付金は、小水力等発電施設の導入推進、設置された発電施設の維持管理の効率化及び長寿命化、土地改良施設の省エネルギー化等、地域における再生可能エネルギーの有効利用に資する活動に要する経費に支出するものとする。</u></p> <p><u>第7 報告</u>  <u>協議会は、各土地改良区等からの協議会への納付金の納付状況、協議会における納付金の活用状況等について、納付金の納付が開始された翌年度から毎年6月末までに、別記様式1により、それぞれの管轄の地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に証拠書類又はその写しを添えて報告するものとする</u></p>
<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>第6 納付金残額の国庫への納付</u>  <u>協議会（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2114号）第2の1に基づき都道府県ごとに設置された協議会をいう。）は、その解散時に、各土地改良区等から納付された納付金の残額を有する場合には、これを国に納付するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>平成30年度末までに事業着手した地区の小水力等発電施設については、固定買取価格制度との調整を行うことを要しない。ただし、発電主体が土地改良区等である場合は、平成25年度末までに小水力等発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認されているものに限る。</u></p>	<p><u>第8 地方農政局長等が行う指導</u>  <u>第7の報告に関し、地方農政局長等は、必要に応じて協議会に対し、詳細な報告を求め、又は指導を行うことができる。</u></p> <p><u>第9 証拠書類の保管</u>  <u>協議会は、収入・支出の証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに、納付金の支出が全て完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管するものとする。</u></p> <p><u>第10 納付金残額の国庫への納付</u>  <u>協議会は、その解散時に納付金の残額を有する場合には、国庫に納付するものとする。</u></p>
<p>(別記様式1号)</p>	<p>[新設]</p>



番 号  
年 月 日

第5の1～3の場合に応じた提出先

農林水産大臣 殿  
各地方農政局長 殿  
国土交通省北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿  
都道府県知事 殿  
市町村長 殿

〇〇〇〇  
〇〇〇〇 印

農業農村整備事業等と固定価格買取制度との調整に係る  
売電収入の一部納付について

〇〇事業により整備した〇〇発電所（〇〇地区）について、農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）第5の規定に基づき、売電収入の一部を納付したく、下記のとおり報告します。

1. 事業名 平成〇年度〇〇事業
2. 納付額 別紙「平成〇年度納付額算定書」のとおり

(別記様式2号)

番 号  
年 月 日

第5の3の場合に応じた提出先

農林水産大臣 殿  
各地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

〇〇〇〇  
〇〇〇〇 印

農業農村整備事業等と固定価格買取制度との調整に係る  
国庫納付について（進達）

[新設]

このことについて、〇〇〇〇から別添のとおり報告があり、内容を確認したところ、適正と認められるので進達します。

(要領)

以下の資料を添付すること。  
別記様式1号

[削る]

(別記様式1号)

年 月 日  
各地方農政局長 殿  
農林水産省農村振興局長  
(国土交通省北海道開発局長経由 (※1))  
内閣府沖縄総合事務局長 (※2)

番 号

住 所

協議会名

代表者名 印

平成〇年度納付金の収支について(報告)

農業農村整備事業等により設置された小水力等発電施設に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)第7の規定に基づき、別添のとおり、納付金の収支を報告する。

(要領)

実績報告として、以下の資料を添付すること。

1. 各土地改良区等ごとの納付金の算定根拠(別紙1)を参照
2. 各土地改良区等から納付された納付金の受領に関する文書の写し
3. 支払い経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

※1: 北海道において設置された協議会が実績報告を行う場合

※2: 沖縄県において設置された協議会が実績報告を行う場合

[削る]

別記様式1(別紙)

平成〇年度納付金収支報告書

〇〇〇協議会

1 収入の部

土地改良区等名	発電施設名	納付開始年度	本年度納付額	前年度納付額	本年度を含む納付累計額	備考
〇〇土地改良区			円	円	円	
〇〇土地改良区						
計						

2 支出の部

区 分	月	実施概要	活動費	納付金		備考
				納付金	その他	
(注1)						
①						
②						
合計						

(注) 以下の区分により記載すること。

- 「①」 小水力等発電施設の導入推進に資する活動に要する経費
- 「②」 設置された発電施設の維持管理の効率化及び長寿命化に資する活動に要する経費
- 「③」 土地改良施設の省エネルギー化に資する活動に要する経費
- 「④」 ①から③以外の地域における再生可能エネルギーの有効利用に資する活動に要する経費

(別紙)

平成〇年度 納付額算定書

(別紙1)

平成〇年度 納付金算定書

平成〇年〇月〇日



1. 発電主体

発電主体	〇〇〇
土地改良区等事務所所在地	〇県〇〇市〇〇 〇番〇号

2. 発電施設諸元

発電施設名	〇〇発電所
発電施設所在地	〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
発電施設整備事業名	〇〇営 〇〇事業
発電施設整備主体	〇〇〇

3. 固定価格買取制度に関する事項

発電種別	(注) 小水力発電、太陽光、風力発電の別を記入
発電施設の最大出力	〇kW
固定価格買取期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

4. 納付単価算出

$$\begin{aligned} \text{納付単価}^{*1} &= (\text{最大出力}^{*2} \times \text{FIT建設費単価}^{*3} \times \text{補助率(国費率)}^{*4}) / \\ & (\text{最大出力}^{*2} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{設備利用率}^{*5} \times \text{調達期間}^{*6}) \\ &= (\text{〇〇kW} \times \text{〇}, \text{〇〇〇円} \times \underline{\text{〇}}\%) / (\text{〇〇kW} \times 24 \times 365 \times \text{〇}\% \times \text{〇〇年}) \\ &= \text{〇. 〇〇円}^{*1} \end{aligned}$$

5. 納付上限額

$$\begin{aligned} \text{納付上限額}^{*7} &= \text{最大出力}^{*2} \times \text{FIT建設費単価}^{*3} \times \text{補助率(国費率)}^{*4} \\ & \underline{\text{〇}, \text{〇〇〇円}^{*7}} \end{aligned}$$

6. 売電実績(kWh)

月	本年度の売電実績	前年度の売電実績	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

1. 発電主体

発電主体	〇土地改良区
土地改良区等事務所所在地	〇県〇〇市〇〇 〇番〇号

2. 発電施設諸元

発電施設名	〇〇発電所
発電施設所在地	〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
発電施設整備事業名	〇〇営 〇〇事業
発電施設整備主体	〇〇県

3. 固定価格買取制度に関する事項

発電種別	(注) 小水力発電、太陽光、風力発電の別を記入
発電施設の最大出力	〇kW
固定価格買取期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

4. 納付単価算出

$$\begin{aligned} \text{納付単価}^{*1} &= (\text{最大出力}^{*2} \times \text{FIT建設費単価}^{*3} \times \text{補助率(国費率)}^{*4}) / \\ & (\text{最大出力}^{*2} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{設備利用率}^{*5} \times \text{調達期間}^{*6}) \\ &= (\text{〇〇kW} \times \text{〇}, \text{〇〇〇円} \times \underline{\text{50}}\%) / (\text{〇〇kW} \times 24 \times 365 \times \text{〇}\% \times \text{〇〇年}) \\ &= \text{〇. 〇〇円}^{*1} \end{aligned}$$

[新設]

5. 売電実績(kWh)

月	本年度の売電実績	前年度の売電実績	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			



補助率（国費率） <sup>**4</sup>	%	—	小水力等発電施設に係る基本補助率50%、2/3等
設備利用率 <sup>**5</sup>	%	—	固定価格買取制度の調達価算定の基礎となった設備利用率
調達期間 <sup>**6</sup>	年	—	固定価格買取制度による調達期間
納付上限額 <sup>**7</sup>	円	<u>小数点以下1位切り上げ整数止まり</u>	<u>5</u> により算定
納付額 <sup>**8</sup>	円	小数点以下1位切り上げ整数止まり	<u>7</u> により算定
本年度の売電実績 <sup>**9</sup>	kWh	—	<u>6</u> の売電実績の合計

補助率（国費率） <sup>**4</sup>	%	—	小水力等発電施設に係る基本補助率50%、2/3等
設備利用率 <sup>**5</sup>	%	—	固定価格買取制度の調達価算定の基礎となった設備利用率
調達期間 <sup>**6</sup>	年	—	固定価格買取制度による調達期間
納付額 <sup>**7</sup>	円	小数点以下1位切り上げ整数止まり	<u>6</u> により算定
本年度の売電実績 <sup>**8</sup>	kWh	—	<u>5</u> の売電実績の合計